

教第24号議案

神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則の一部を改正する規則について

神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和4年8月2日提出

神戸市教育委員会事務局
事務局長 高田 純

理由

小学校及び中学校の校区変更並びに住所表記の誤りが判明したことに伴い、規則を改正する必要があるため。

神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年8月2日

神戸市教育委員会
教育長 長田 淳

神戸市教育委員会規則第 号

神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則

神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則（昭和28年7月教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表第1（第3条関係）			別表第1（第3条関係）		
学校名		校区	学校名		校区
中学校	小学校		中学校	小学校	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
湊翔楠 〔兵庫 区〕 （西仲 町（1 番1～	湊	東川崎町1～7、栄 町通7、相生町1～ 5、古湊通1・2、 橘通3・4、多聞通 3～5、中町通2～ 4	湊翔楠 〔兵庫 区〕 （西仲 町（1 番1～	湊	東川崎町1～7、栄 町通7、相生町1～ 5、古湊通1・2、 橘通3・4、多聞通 3～5、中町通2～ 4

<p>5号・ 9号 (北 部)・ 10・14 ～22 号、2 番1～ 4号・ 9号 (南 部)・ 10～ 12・43 ～46 号)、 佐比江 町、西 出町 1・ 2、西 出町、 東出町 1～ 3、鍛 冶屋町 1・ 2、島</p>	<p>[兵庫区] 西上橋通 1・2、西橋通1・ 2、福原町、西多聞 通1・2、新開地1 (3・4番(西部) を除く。)・2 (3・4・7番を除 く。)・3(4番を 除く。)・4(6番 を除く。)・5(3 番を除く。)・6 (2・3番を除 く。)、西仲町(1 番1～5号・9号 (北部)・10・14～ 22号、2番1～4 号・9号(南部)・ 10～12・43～46 号)、佐比江町、西 出町1・2、西出 町、東出町1～3、 鍛冶屋町1・2、島 上町1・2、七宮町 1・2、本町1(1 番1～6・18～24号 を除く。)・2(1 番7～16号、3番16 ～21号、4番5号を</p>	<p>5号・ 9号 (北 部)・ 10・14 ～22 号、2 番1～ 4号・ 9号 (南 部)・ 10～ 12・43 ～46 号)、 佐比江 町、西 出町 1・ 2、西 出町、 東出町 1～ 3、<u>川</u> 崎町、 鍛冶屋 町1・</p>	<p>[兵庫区] 西上橋通 1・2、西橋通1・ 2、福原町、西多聞 通1・2、新開地1 (3・4番(西部) を除く。)・2 (3・4・7番を除 く。)・3(4番を 除く。)・4(6番 を除く。)・5(3 番を除く。)・6 (2・3番を除 く。)、西仲町(1 番1～5号・9号 (北部)・10・14～ 22号、2番1～4 号・9号(南部)・ 10～12・43～46 号)、佐比江町、西 出町1・2、西出 町、東出町1～3、 <u>川崎町</u>、鍛冶屋町 1・2、島上町1・ 2、七宮町1・2、 本町1(1番1～ 6・18～24号を除 く。)・2(1番7 ～16号、3番16～21</p>
--	---	--	---

上町 1・ 2、七 宮町 1・	除く。) 、湊町 1 (JR以南)、兵庫町 1・2 (1番28～37 号、2番1・33号)	2、島 上町 1・ 2、七 宮町	号、4番5号を除 く。) 、湊町 1 (JR 以南)、兵庫町 1・ 2 (1番28～37号、 2番1・33号)
2、本 町 1 (1番 1～ 6・18 ～24号 を除 く。) ・ 2 (1番 7～16 号、3 番16～ 21号、 4番5 号を除 く。) ・ 湊町 1 (JR 以 南)、 兵庫町 1・2	[略]	[略]	[略]
1・ 2、本 町 1 (1番 1～ 6・18 ～24号 を除 く。) ・ 2 (1番 7～16 号、3 番16～ 21号、 4番5 号を除 く。) ・ 湊町 1 (JR 以 南)、 兵庫町	[略]	[略]	

(1番 28～37 号、2 番1・ 33号) を除 く。)			1・2 (1番 28～37 号、2 番1・ 33号) を除 く。)		
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
須佐野 (西仲 町(1 番1～ 5号・ 9号 (北 部)・ 10・14 ～22 号、2 番1～ 4号・ 9号 (南 部)・ 10～ 12・43 ～46	[略]	[略]	須佐野 (西仲 町(1 番1～ 5号・ 9号 (北 部)・ 10・14 ～22 号、2 番1～ 4号・ 9号 (南 部)・ 10～ 12・43 ～46	[略]	[略]

号)、
佐比江
町・西
出町
1・
2、西
出町、
東出町
1～
3、鍛
冶屋町
1・
2、島
上町
1・
2、七
宮町
1・
2、本
町1
(1番
1～
6・18
～24号
を除
く。)
・2
(1番

号)、
佐比江
町・西
出町
1・
2、西
出町、
東出町
1～
3、川
崎町、
鍛冶屋
町1・
2、島
上町
1・
2、七
宮町
1・
2、本
町1
(1番
1～
6・18
～24号
を除
く。)
・2

<p>7～16号、3番16～21号、4番5号を除く。) 、湊町1 (JR以南)、兵庫町1・2 (1番28～37号、2番1・33号) を加える。)</p>			<p>(1番7～16号、3番16～21号、4番5号を除く。) 、湊町1 (JR以南)、兵庫町1・2 (1番28～37号、2番1・33号) を加える。)</p>		
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
雲雀丘	丸山ひばり	一里山町、鶯町1～4、大日丘町1～3、萩乃町1～3、雲雀ヶ丘1～3、檜川町1～3、源平町、高東町1～3、	雲雀丘	丸山ひばり	一里山町、鶯町1～4、大日丘町1～3、萩乃町1～3、雲雀ヶ丘1～3、檜川町1～3、源平町、高東町1～3、

		<p>鹿松町 1～3、長者町、西丸山町 1～3、花山町 1～2、東丸山町、丸山町 1～4、長田天神町 7、堀切町（19番 1～4号・20番を除く。）、明泉寺町 3（7番 5～17号・8・9番）</p> <p>〔兵庫区〕里山町 〔須磨区〕<u>妙法寺</u> （高取山、アチラムキ、藪中、藪中下、<u>藪中ノ上、藪中ノ中、藪中ノ下、風早、池尻</u>）</p>			<p>鹿松町 1～3、長者町、西丸山町 1～3、花山町 1～2、東丸山町、丸山町 1～4、長田天神町 7、堀切町（19番 1～4号・20番を除く。）、明泉寺町 3（7番 5～17号・8・9番）</p> <p>〔兵庫区〕里山町 〔須磨区〕<u>妙法寺</u> （高取山、アチラムキ、<u>やぶなか、やぶななか下、やぶななかノ上、やぶなかの中、やぶなかの下、風早、池ノ尻</u>）</p>
	[略]	[略]		[略]	[略]
横尾	妙法寺	<p><u>妙法寺（高取山、アチラムキ、藪中、藪中下、藪中ノ上、藪中ノ中、藪中ノ下、風早、池尻、アチ口、兀山（3～6番）、三ツ滝を除く。）</u>、緑が丘 1・2、桜の杜</p>	横尾	妙法寺	<p><u>妙法寺（高取山、アチラムキ、<u>やぶなか、やぶななか下、やぶななかノ上、やぶなかの中、やぶなかの下、風早、池ノ尻、アチ口、兀山（3～6番）、三ツ滝を除く。）</u>、緑が丘 1・</u></p>

	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]
桃山台	下畑台	下畑町（第二神明道路以北）、桃山台1～7、 <u>名谷町（1191番地の7～16、社谷土地区画整理事業区域）</u> 、清玄町
	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]
福田 （美山台3、東垂水町（菅ノ口、流田））	名谷	名谷町（奥畑地区、 <u>神戸淡路鳴門自動車道以西、第二神明道路以南、1191番地の7～16、社谷土地区画整理事業区域を除く。</u> ）、神和台1～3
乙木1～3、東垂水3、上高丸2、高丸4（8番）・	[略]	[略]

		2、桜の杜
	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]
桃山台	下畑台	下畑町（第二神明道路以北）、桃山台1～7、 <u>名谷町（1191番地の7～16）</u> 、清玄町
	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]
福田 （美山台3、東垂水町（菅ノ口、流田））	名谷	名谷町（奥畑地区、 <u>神戸淡路鳴門自動車道以西、第二神明道路以南、1191番地の7～16を除く。</u> ）、神和台1～3
乙木1～3、東垂水3、上高丸2、高丸4（8番）・	[略]	[略]

5～ 8、千 鳥が丘 3（9 番）、 山手8 を除 く。）			5～ 8、千 鳥が丘 3（9 番）、 山手8 を除 く。）		
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

附 則

この規則は、令和4年9月1日から施行する。ただし、湊翔楠の項、須佐野の項、雲雀丘の項及び横尾の項の改正規定は、公布の日から施行する。

神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則の件

1. 校区変更に伴う改正

(1) 規則改正の趣旨

令和4年9月1日に、名谷小学校・福田中学校校区の一部地域を下畑台小学校・桃山台中学校校区に変更することに伴い、規則を改正するものである。

(2) 規則改正の内容

・校区変更対象地域

(旧：名谷小学校・福田中学校 → 新：下畑台小学校・桃山台中学校)

やしろだに
社谷土地区画整理事業区域

改正後			改正前		
学校名		校区	学校名		校区
中学校	小学校		中学校	小学校	
桃山台	下畑台	下畑町（第二神明道路以北）、桃山台1～7、 名谷町（1191番地の7～16、 <u>社谷土地区画整理事業区域</u> ）、 清玄町	桃山台	下畑台	下畑町（第二神明道路以北）、 桃山台1～7、 名谷町（1191番地の7～16）、 清玄町
	[略]	[略]		[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
福田 [略]	名谷	名谷町（奥畑地区、 神戸淡路鳴門自動車道以西、第二神明道路以南、1191番地の7～16、 <u>社谷土地区画整理事業区域</u> を除く。）、 神和台1～3	福田 [略]	名谷	名谷町（奥畑地区、 神戸淡路鳴門自動車道以西、第二神明道路以南、1191番地の7～16を除く。）、 神和台1～3

2. 住所表記の誤りが判明したことに伴う改正

(1) 規則改正の趣旨

「兵庫区川崎町」及び「須磨区妙法寺」において、住所表記の誤りが判明したことに伴い、規則を改正するものである。

(2) 規則改正の内容

- ・「湊小学校」、「湊翔楠中学校」及び「須佐野中学校」の校区に住所表記の修正を反映
- ・「丸山ひばり小学校」、「妙法寺小学校」、「雲雀丘中学校」及び「横尾中学校」の校区に住所表記の修正を反映
- ・学校区に変更なし。

改正後			改正前		
学校名		校区	学校名		校区
中学校	小学校		中学校	小学校	
湊翔楠 [略]	湊	[略]	湊翔楠 [略]	湊	[略]
佐比江町、 西出町 1・2、 西出町、 東出町1 ～3、 鍛冶屋町 1・2 [略]		佐比江町、 西出町1・2、 西出町、 東出町1～3、 鍛冶屋町1・2 [略]	佐比江町、 西出町 1・2、 西出町、 東出町1 ～3、 <u>川崎町</u> 、 鍛冶屋町 1・2 [略]		佐比江町、 西出町1・2、 西出町、 東出町1～3、 <u>川崎町</u> 、 鍛冶屋町1・2 [略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
須佐野 佐比江町・ 西出町 1・2、 西出町、 東出町1 ～3、	[略]	[略]	須佐野 佐比江町・ 西出町 1・2、 西出町、 東出町1 ～3、	[略]	[略]

鍛冶屋町 1・2 [略]			川崎町、 鍛冶屋町 1・2 [略]		
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
雲雀丘	丸山ひばり	[略] 〔兵庫区〕里山町 〔須磨区〕妙法寺 〔高取山、アチラム キ、 <u>藪中、藪中下、 藪中ノ上、藪中ノ 中、藪中ノ下、風 早、池尻</u> 〕	雲雀丘	丸山ひばり	[略] 〔兵庫区〕里山町 〔須磨区〕妙法寺 〔高取山、アチラム キ、やぶなか、やぶ なか下、やぶなかノ 上、やぶなかノ中、 やぶなかノ下、風 早、池ノ尻〕
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
横尾	妙法寺	妙法寺（高取山、アチラムキ、 <u>藪中、藪中下、藪中ノ上、藪中ノ中、藪中ノ下、風早、池尻、アチ口、兀山（3～6番）、三ツ滝を除く。</u> ）、 緑が丘1・2、 桜の杜	横尾	妙法寺	妙法寺（高取山、アチラムキ、やぶなか、やぶなか下、やぶなかノ上、やぶなかノ中、やぶなかノ下、風早、池ノ尻、アチ口、兀山（3～6番）、三ツ滝を除く。）、 緑が丘1・2、 桜の杜